

農業集落排水施設の自費工事についての取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業集落排水事業による農業集落排水処理施設の整備が完了した地区において、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）以外の者が当該農業集落排水処理施設を利用するために行う自費工事の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自費工事」とは、農業集落排水処理施設を利用するために管理者以外の者が污水管等の農業集落排水施設を公道等に自費で設置する工事をいう。

2 この要綱において「農業集落排水施設」とは、排水管、人孔（マンホール）、取付管、これらに付帯する施設をいう。

(自費工事の承認要件)

第3条 管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、自費工事を承認するものとする。

(1) 設置しようとする農業集落排水施設の計画污水排出量が農業集落排水処理施設の処理能力に支障を及ぼさないこと。

(2) 設置しようとする農業集落排水施設を自然流下方式により農業集落排水処理施設に接続することができること。

(3) 自費工事の完成後、当該集落排水施設の管理者への帰属を承諾すること。

(4) 自費工事の施工は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する土木一式工事について、同法第3条の許可を受け、前橋市建設工事競争入札参加資格者名簿の土木一式での登録業者であること。

(5) 設置しようとする農業集落排水施設が施設管理上の支障とならないこと。

(6) 農業集落排水管路施設自費工事における管路施設設置基準を満たすこと。

(7) 住宅建築に都市計画法第29条、第43条の許可が必要な区域においては、許可を得ていること。

(8) その他、管理者が自費工事を認めること。

2 自費工事による取付管のみの設置等は、次の各項に該当するものを対象とする。

(1) 取付管の管底が路面より1.3メートル以上の深さに布設を希望する場合。

- (2) 道路の全面舗装（新設、改良、オーバーレイ等）施工後3年以内で取付管の設置を希望する場合。
- (3) 本管の土被りが3.5m以上の箇所に取付管の設置を希望する場合。
- (4) 国県道に取付管の設置を希望する場合。
- (5) 上水道・NTTケーブル・用水管等の埋設物により設置が難しい箇所に取付管を希望する場合。
- (6) 用水路や擁壁等によって下越し配管が困難な箇所に取付管の設置を希望する場合。
- (7) 管理者が、上記以外の理由で設置工事困難と判断した箇所に取付管の設置を希望する場合。
- (8) その他、施設管理者が特に必要と認めた場合。

（自費工事の承認の申請）

第4条 管理者は、自費工事を希望する者に対し、必要な書類を添付の上、農業集落排水施設自費工事承認申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

（承認の決定等）

第5条 管理者は、前条の規定による提出があったときは、必要な調査を行い、自費工事の承認又は不承認を決定し、承認を決定したときは農業集落排水施設自費工事承認決定通知書（様式第2号）、不承認を決定したときは農業集落排水施設自費工事不承認決定通知書（様式第3号）により、農業集落排水施設自費工事承認申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による通知をしたときは、自費工事の承認を決定した申請者に対して、自費工事の施行に必要な道路占用許可の申請等を行うよう指導するものとする。

（工事着手届の提出及び材料承認）

第6条 自費工事の承認の決定を受けた申請者（以下「自費工事の施行者」という。）は、自費工事の施行に必要な許可等を受け、自費工事に着手しようとするときは、施設管理者に工事着手届（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 工事着手届の提出に先立ち、使用材料を明らかにした材料承認願いを提出し、確認を受けるものとする。

（関係法令等の遵守）

第7条 自費工事の施行者は、施工に当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）

その他の関係法令等を遵守しなければならない。

(自費工事の完成に係る検査)

第8条 自費工事の施行者は、自費工事が完成したときは、工事完成届（様式第5号）を管理者に提出し、管理者が指定する検査員により検査を受けるものとする。

2 前項の規定により管理者の指定を受けた検査員は、速やかに当該自費工事の検査を行い、農業集落排水施設自費工事検査調書（様式第6号）を作成し、検査の結果を管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による報告があったときは、検査の結果を農業集落排水施設自費工事検査結果通知書（様式第7号）により自費工事の施行者に通知するものとする。

4 検査結果通知書をもって、自費工事により造成した施設が管理者に帰属したものとする。

(農業集落排水施設の維持管理)

第9条 第3条第3号の規定に基づき帰属した農業集落排水施設の維持管理は、施設管理者が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。